

令和5年度鶴岡市国民健康保険運営協議会

第4回会議録

I. 日 時 令和6年2月13日(火) 13:00~14:25

II. 場 所 鶴岡市役所 別棟2号館 21~23号会議室

III. 出席状況

		出 席	欠 席
委 員	被保険者代表	阿部健一、佐藤宣夫、和田光子、 岩本輝久、熊木 誠	
	保険医・保険薬剤師 代表	福原晶子、三原一郎、鶴町恵理	佐久間正幸、 鳥海良明
	公益代表	遠藤初子、坂本昌栄、秋葉雄、 佐藤昌哉、五十嵐一彦	
	被用者保険代表	小池信明	
	計	14名	2名
市 側	佐藤健康福祉部長 関係課長等 本 所 佐藤国保年金課長、村上課税課長、齋藤納税課長、 佐藤健康課長、阿部スポーツ課長 藤島庁舎 出村市民福祉課長 羽黒庁舎 山口市民福祉課長 櫛引庁舎 佐藤市民福祉課長 朝日庁舎 佐藤市民福祉課長 温海庁舎 剣持市民福祉課長 国保年金課 山口課長補佐、田村国保医療専門員、吉原主事 健 康 課 小細澤成人保健主査 渡部主任 計 16名		

IV. 公開・非公開の別 公開

V. 傍聴者の人数 0人

VI. 議事概要

1. 開 会 国保年金課長

2. あいさつ 佐藤会長

[出席委員報告] 国保年金課長

3. 会議録署名委員の指名

- ・佐藤会長より、熊木誠委員（被保険者代表）、鶴町恵理委員（保険医・保険薬剤師代表）を指名した。

4. 報 告

(1) 令和6年度国保事業費納付金及び標準保険料率について

（説明：国保年金課長）

◆質問・意見

委員①

県が基金を使って納付金を下げたとのことだが、県の基金の残高と活用した理由を把握しているか。

国保年金課長

県の基金残高については、資料を持ち合わせていないため後程報告させていただきたい。基金の投入については、まずは市町村の納付金の金額を抑えるためとしており、県全体で約3億円を各市町村に分配した形となっている。

5. 協 議

(1) 令和5年度鶴岡市国民健康保険特別会計の補正について

（説明：国保年金課長）

◆質問・意見

なし

◆承認

挙手全員にて承認

(2) 令和6年度鶴岡市国民健康保険事業計画（案）について

（説明：国保年金課長）

◆質問・意見

委員②

マイナンバーカードが健康保険証と一体化されて今年の12月2日から健康保険証が廃止されることについて、本市の健康保険証の一体化事務、受け入れ側である医療機関での事務処理は大丈夫なのか。

国保年金課長

今後の事務処理についてお答えすることは難しい。本市の状況としては、9月30日現在の国民健康保険被保険者23,881人のうちマイナ保険証として登録をしている方は15,797人で、割合は66.1%となっている。この方々はマイナ保険証として使用していただくことになる。例年8月に保険証の更新を行っているが、令和6年度は8月に有効期限が令和7年7月31日までの保険証を一斉更新で発行する。その後12月2日に保険証の廃止となるが、一斉更新した保険証は引き続き令和7年7月31日まで使うことができる。12月2日以降に国保に新規加入する場合、マイナ保険証を

お持ちの方はそれを使用し、マイナ保険証をお持ちでない方については資格確認書を保険証に代わるものとして交付することになる。当面は、保険証と資格確認書とマイナ保険証が混在する期間が一定期間生じることになる。このことについては、市民の皆様には混乱が生じないように、情報提供していきたい。

委員①

利用登録者が15,797人で割合が66.1%となっているとのことだが、実際に医療機関でどのくらい使われているか把握しているか。

国保年金課長

現時点ではマイナ保険証の利用率は把握していない。

委員③

当医院の状況としては、当初は数パーセントであったが、10数パーセントまで伸びたところで、保険証情報が登録されていない、データが間違っているなどの情報が市民の皆さんにも広まってからは頭打ちで経過している状況である。利用率を上げるには国がきちんと説明していかないと非常に難しいと感じている。ただし、マイナ保険証を利用することによる事務軽減は大きい。医療機関ではレセコンというシステムを使用しているが、入力する項目が多く、負担になっている現状のため、この仕組み自体は進めていかざるを得ないと感じている。

委員①

資料4ページの保険税の見込み目標について、前年度は現年分の収納率は96%、滞納繰越分は15%を目標に掲げていたが、今回下がった理由は何か。どのように数値を出しているのか。

納税課長

国民健康保険税の収納率について、先に令和4年度の実績を説明すると、現年度課税分が96.21%、滞納繰越分が17.07%、合計で82.60%であった。5年度の目標収納率と比較して6年度の目標が低くなっているとのこと指摘だが、5年度の最終見込みは現年課税分が95.20%、滞納繰越分が14.64%、合計で82.9%を見込んでいる。令和6年度の目標については、過去の収納率の実績や今年度の最終見込みなどを踏まえ、5年度の最終見込みと同じ数値を目標としている。

◆承認

挙手多数にて承認

(3) 令和6年度鶴岡市国民健康保険特別会計予算(案)について

- ・事業勘定 当初予算(案)の概要 ほか (説明:国保年金課長)
- ・直営診療施設勘定 当初予算(案)の概要 (説明:朝日庁舎市民福祉課長)

◆質問・意見

委員①

事業勘定の歳出で、総務管理費のシステム改修費は毎年金額が変わってい

るが、その要素は何か。

国保年金課長

システム改修費の年度ごとの増減については、令和6年度は大掛かりなシステム改修によるものである。国において、市町村の基幹システムの標準化を進めており、そのプロセスの中で現行の国保システムを改修する必要が生じ、令和6年度のシステム改修費が大幅な増となっている。

委員①

システム改修費は毎年計上されているが、例年改修が必要なものなのか。

国保年金課長

システム改修は規模の大小もあるが、制度改正があればそれに対応する形でシステムの改修が必要となる。先ほどの市町村の基幹システムの標準化は令和6年度と令和7年度にかけて大掛かりに実施するものとなる。令和7年度分については見積りをとっていないが、それなりの経費が発生する。今後も制度改正に対応する形で改修を行うことになる。

◆承認

挙手多数にて承認

(4) 鶴岡市国民健康保険税条例の一部改正について

- ・令和6年度国民健康保険税課税限度額の引き上げ
- ・低所得世帯への税額軽減措置に係る軽減判定所得基準額の引き上げ

(説明：国保年金課長)

◆質問・意見

委員①

課税限度額の引き上げは、ほぼ毎年2万円ずつ上がっているが、どこまで上げるつもりなのか。国の方針ではあるが、鶴岡市として考えていくことはできないのか。

また、5割軽減、2割軽減となる世帯について、令和4年度の段階では令和5年度は5割軽減が58世帯増え、2割軽減も50世帯増え、全体で350万円の軽減額見込んでいるとのことだった。今回の引き上げによりどの程度影響があるか。

国保年金課長

一つ目の課税限度額と軽減判定所得の見直しに係る鶴岡市独自での検討については、現状において国保の運営は県単位化となっており、県と市町村の共同運営となっている。確かに、国保税の額は市町村それぞれで決めるためばらつきがあるが、今回の課税限度額の引き上げや軽減判定所得の見直しは上位法である地方税法施行令の見直しを受けて、県内の各市町村が横並びで実施するものと認識していることから、鶴岡市としては今後もこのように対応していきたい。

二つ目の軽減判定所得基準に対する世帯数については、現時点での試算では、5割軽減が40世帯増えて2,635世帯、2割軽減は31世帯増えて

1, 917世帯と見込んでいる。軽減額については、全体で214万円の増を見込んでいる。

◆承認

挙手多数にて承認

- (5) 鶴岡市国民健康保険第3期データヘルス計画（保健事業実施計画）等について
（説明：国保年金課長）

◆質問・意見

会長

計画策定までのスケジュールを教えてください。

国保年金課長

本計画の策定の進め方としては、今回、国保運営協議会に素案をお示し、ご意見等をいただき、それを検討した上で今年度末には策定したい。

会長

ここで意見等が出なければこの素案のままとなるということか。あるいは今日示された案から修正される可能性もあると理解してよいか。

国保年金課長

今回は素案としてお示ししたが、膨大な内容となっており、この場で意見をいただくことが難しいということであれば、後日でも構わない。

会長

計画は今年度中に策定するとのことだが、今は意見等が思いつかない委員もあると思われるので、意見集約の期限を示していただきたい。

国保年金課長

今月いっぱいまでご意見をいただければ、それを踏まえて検討したい。

委員①

糖尿病の重症化予防訪問指導事業の達成率が69.1%となっているにもかかわらず、目標値が70%とあるのは少々低い。糖尿病予防は重要な部分なのでもう少し上げた方がよいと思う。また、さわやか健診についても、昨年度の実績が26.4%に対し、11年度は25%にする目標設定はいかがなものかと思う。

国保年金課長

ご指摘を踏まえて目標値の設定を検討させていただく。

- (6) その他

- ・第2期山形県国民健康保険運営方針（案）に対する意見照会について
（説明：国保年金課長）

◆質問・意見

委員②

最大限、本市の意見についても反映していただいたという見解のようだが、具体的にどのような点にどのような反映がされたのか説明いただきたい。

国保年金課長

この運営協議会で議論を重ねた内容を2点に整理し、県に要望している。一つは、県内市町村の医療費格差の解消を進めるため、実施率等に差がある保健事業について、県がリーダーシップをとって実施していただきたいということ。県は特定健康診査未受診者対策として、市町村と連携し、いわゆるみなし健診を全県的に普及させるということと併せて、実施率の向上に効果的な県内外の好事例の横展開等、実施率が低迷している市町村に対してその実情に応じた受診率向上のための取組みを支援することで、医療費適正化に向けた取組みを加速させるとしている。二つ目として、本協議会では、医療資源、あるいは医師の偏在等がこの医療費格差に繋がっているのではないかなという意見があった。これについては、34ページの2「医療費の適正化に向けた取組」に、県の保健医療計画や地域医療構想、医療費適正化計画、医師確保計画、外来医療計画などの各計画に定める施策を踏まえながら、格差解消に努めていくということ明記していただいた。

委員④

パブリックコメントを募集しているということだが、検索してもヒットしなかった。これ以外にも、募集期間が短いなどで意見が集まらないということはないか。どれくらいの人が見て、どれくらいの声が集まっているのか教えていただきたい。

国保年金課長

この運営方針案についてのパブリックコメントについては、県で実施しているもので、2月29日までの募集となっている。現時点で集まっている意見については確認できないが、最終的に案を取りまとめる段階で、意見に対する回答という形で公表されるものと思われる。市が行うパブリックコメント募集が見つけにくいという意見については、担当課と共有したい。

委員①

資料34ページに特定健診受診対策の取組みを載せていただいたということだが、数値目標は県の医療費適正化計画に反映されるのか。他の計画等にきちんと反映されているかの確認が一番必要と思う。文章を載せただけではなく、実施に向けてどうしているのかというところの確認をきちんとしていただきたい。

委員⑤

県の国民健康保険運営協議会の構成員について教えていただきたい。

国保年金課長

市の国保運協と同様に、被保険者代表、医療機関の代表と公益代表という区分で選出されていると思う。現在の委員の状況については、手元に資料がないため、後で回答したい。

会長

事務局からの説明にあったように、各自で検討していただき、意見があれば2月16日までに事務局へ報告をお願いしたい。

6. その他

- 事務局（国保年金課長）より
 - ・ 次回の開催予定（令和6年8月）

7. 閉 会

議 長

佐藤昌哉

会議録署名委員

熊木 誠

会議録署名委員

鶴町恵理